社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 行動計画

すべての従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　平成２７年４月１日 から 平成３０年３月３１日 まで の３年間

２．内　　容

目標１：職員に対する産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育児短時間勤務、育休中の社会保険料免除など、制度の周知を行う。

＜対策＞・平成２７年４月～　新任職員への就業規則の周知
・平成２７年４月～　社内掲示板での制度の周知

目標２：毎週水曜日にノー残業デーを実施する。

＜対策＞・平成２７年４月～　朝礼でのノー残業デー周知を強化
・平成２７年５月～　前年度所定外労働時間を把握し、グループ会議等で時間外勤務の考え方を見直す

目標３：年次有給休暇の取得率を５０％以上とするとともに、リフレッシュ休暇の取得を徹底する。

＜対策＞・平成２７年５月～　前年度年次有給休暇の取得状況を把握
・平成２７年５月～　グループ会議等にて定期的に年次有給休暇の取得について実態を把握する